

社団法人 東京都山岳連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人東京都山岳連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区京橋1丁目9番9号に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、正しい登山を指導普及して、その健全な発展を図り、あわせて登山を通じて都民体育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 登山道徳の啓発および普及
- (2) 登山技術の指導
- (3) 山岳遭難の予防と遭難対策に関する事業
- (4) 山岳スポーツ競技の普及および推進
- (5) 山岳指導者の育成
- (6) 登山に関する刊行物、機関紙の発刊および映像製作
- (7) 登山施設の調査および設置
- (8) 山岳自然保護運動の推進
- (9) その他この本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
東京都内に事務所を置く単独の山岳団体を代表する者で、理事会承認を受けた者、および理事会が特に必要と認める、その他の山岳団体を代表する者で理事会の承認を受けた者
- (2) 個人会員
この法人の目的に賛同する山岳団体に所属しない個人で、会長の承認を受けた者
- (3) 賛助会員
この法人の目的、事業に賛同する会社、団体または個人で会長が推薦する者

(入 会)

第6条 この法人の入会手続きは次のとおりとする。

- (1) 正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 個人会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。
- (3) 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、会長の推薦を受けなければならない。

(入会金および会費)

第7条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000円

- (2) 個人会員 1,000円
- 2 この法人の年会費は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員 20,000円
 - (2) 個人会員 6,000円
 - (3) 賛助会員 1口 10,000円
会社・団体 3口以上 個人 1口以上
- 3 既納の入会金および会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人となったとき。
- (3) 破産の宣告を受けたとき。
- (4) 死亡、もしくは失踪宣言を受け、または法人もしくは団体である会員が解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。この場合、理事会および総会で議決する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

第4章 役員および職員

(役 員)

第11条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15人以上20人以内（うち会長1人、副会長3人以内、および専務理事1人とする）
- (2) 監 事 2人または3人

(役員を選任)

第12条 理事および監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長および専務理事を定める。

- 2 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族およびこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者、その他特別の関係にある者が理事現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 3 監事は、この法人の理事（その親族、その他特別の関係にある者を含む）および職員以外のうちから選任する。
- 4 監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。

(理事の職務)

第13条 会長はこの法人を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理し、またはその職務を行なう。
- 3 専務理事は、理事会の議決に基づく、日常業務を総括する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会または東京都教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

(役員任期)

第15条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
- 4 役員は就任時においては満75歳未満とする。

(役員解任)

第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、理事会および総会で議決する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(顧問)

第18条 この法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の議決を経て、会長が定める。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べ、または必要と認めた事項について会長に助言する。
- 4 顧問の任期は第15条第1項を準用する。
- 5 顧問は就任時において満80歳未満とする。

(専門部)

第19条 この法人は、事業執行上、理事会の補助機関として専門部を置く。

- 2 専門部の部長、副部長および委員は、会長が任命する。
- 3 専門部の名称、職務および構成等は、理事会が別に定める。

(特別委員会)

第20条 この法人は、事業遂行上必要に応じ、理事会の議決を経て特別委員会を置くことができる。

(職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第22条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合または理事現在数の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議に付議すべき事項、日時および場所を示して、会議の5日前までに到着するように書面をもって通知しなければならない。
- 3 理事会の議長は会長とする。

(理事会の定員不足等)

- 第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。
- 2 理事会の議事は、この定款の別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第24条 総会は、第5条第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

- 第25条 通常総会は、毎年2月および5月に会長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、会長が招集する。
 - 3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 4 総会の招集は、少なくとも5日以前に、その会議の付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

- 第27条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画および収支予算についての事項
 - (2) 事業報告および収支決算についての事項
 - (3) 財産目録等、財務諸表についての事項
 - (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

- 第28条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、他の正会員を代理として表決を委任した者および、正会員の所属する山岳団体の他の者を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。
- 2 総会の議事は、この定款の別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第29条 総会の議事の要領および議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表2人以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 財産および会計

(財産の構成)

- 第31条 この法人の財産は、次のとおりとする。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金および会費

- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第32条 この法人の財産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第33条 この法人の財産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第34条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第35条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第36条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、東京都教育委員会に届けなければならない。事業計画および収支予算書を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第37条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の監査を受け、理事会および総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヶ月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算書に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第38条 この法人が資金の借入れをするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第39条 第31条ただし書きおよび前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行うときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、理事現在数および正会員の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第42条 この法人の解散は、理事現在数および正会員の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第43条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および正会員の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、この法人に類似する目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(書類および帳簿の設備等)

第44条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員およびその他職員の名簿および履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 理事会および総会の議事に関する書類
- (8) 庶務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他、必要な書類および帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類および同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、東京都教育委員会の許可のあった日（平成18年12月27日）から施行する。
- 2 この法人設立当初の会計年度は、第40条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成19年3月31日までとする。
- 3 この法人設立当初の理事および監事は、第12条の規定にかかわらず、別表役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成19年3月31日までとする。
- 4 従来東京都山岳連盟に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。